

【事案Ⅶ－３】災害後遺障害共済金請求

・平成 27 年 10 月 21 日 不受理決定

<事案の概要>

被共済者が自損事故により右脳内出血の後遺障害となったため、自動車事故による後遺障害に該当するとして請求したが、被申立人は「自動車の運行に起因する事故」に該当しないことを理由に自動車共済の人身傷害補償条項等の後遺障害共済金が支払われないことを不服として申立てに及んだもの。

<不受理の理由>

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第 16 条 3 号にもとづき、申立てを不受理とした。